

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

平成 31 年度年度計画

(前文)

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号、以下「地独法」という。）第 26 条の規定により大阪府知事及び大阪市長の認可を受けた平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間に於ける地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「研究所」という。）の第 1 期中期計画に基づき、平成 31 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 中小企業の成長を支えるための多様な技術分野における技術支援

(1) 多様なニーズに応える技術相談の充実

- ① 来所相談、電話相談、インターネット相談、現地相談、展示会やセミナー会場等でのブース相談などを実施する。
- ② 年に数回アンケート期間を設け、技術相談満足度を把握し、サービスの質を向上させる。

【技術相談内容の充実】

目標値: 中期計画期間中の技術相談満足度 90%以上

(2) 多様な技術分野における高度な依頼試験の提供と設備機器の開放

- ① 依頼試験については、計画的な設備機器更新や保守・校正点検等により設備機器の性能を維持することで、客観的かつ信頼性の高い正確な試験結果を顧客に提供する。
- ② 設備機器開放については、利用を促進するため、導入機器の活用方法、性能などの特徴をより具体的に理解してもらうことを目的とした、機器利用技術講習会を開催するとともに、テクニカルシート、レディメイド研修等を通じた広報・普及活動を実施する。また、技術分野ごとに関連する一連の機器・施設を紹介するラボツアーを開催する。
- ③ 技術サポートセンターの機能をさらに強化するために、追加導入された利用ニーズの高い機器および和泉センター新技術開発棟大型実験室に集約された機器を活用して、企業ニーズに継続的にこたえるとともに、更なる業務の効率化を図る。

- ④ より難度の高い課題への対応、より質の高いサービスの提供を重視し、1)規格外の試験、製品開発の過程における特殊性能評価や機能の検証に対応するオーダーメイド依頼試験と、2)課題解決につながる受託研究、簡易受託研究の利用拡大につなげる。
- ⑤ 設備機器と保有技術の組み合わせによって構築、整備した各種施設等を通じて、保有設備・技術の見える化を実現するとともに、課題解決のための技術サービスを提供する。
- ⑥ 金属積層造形(AM)技術の高度な研究、試験評価を実施できる国内トップクラスの総合拠点となる「3D造形技術研究開発センター」の施設を旧電波暗室跡に2ヶ年の計画で整備する。

(3) 国際競争力の強化に向けた中小企業の海外展開支援

- ① 平成30年度に国際規格(ISO/IEC17025)に基づく試験所認定を取得したEMC技術開発支援センターを活用して、積極的に技術支援を実施する。
- ② MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)やINPIT((独)工業所有権情報・研修館)、JETRO(日本貿易振興機構)ならびに金融機関などと連携し、中小企業の海外展開支援に向けたセミナーを開催する。ワークショップ形式なども取り入れるなど、より身近に感じられるセミナーを企画する。併せて、EMC技術開発支援センターの認知度向上の観点から、EMC技術に関連した内容についても設定する。
- ③ 森之宮センターにおいて、JNLA試験認定事業者としてLED電球に関するJNLA試験の実施体制を維持する。

(4) 多様な企業ニーズに応える受託研究の推進

- ① 研究成果及び技術ノウハウを活用した様々なタイプの研究支援を組み合わせることで、企業のニーズに応じた幅広い受託研究を実施し、研究所の技術シーズの橋渡しを推進する。
- ② 専門技術者養成と研究成果のスムーズな技術移転による製品化、及び研究所の技術シーズやノウハウの企業への橋渡しに有効な企業研究員を受け入れて行う受託研究に注力する。
- ③ 受託研究終了後も職員派遣等によるフォローアップを行い、製品化に向けた総合的な技術支援を行う。
- ④ 簡易受託研究を実施し、簡易な手続きで複数の依頼試験・加工を組み合わせ、有益な知見を引き出すことで企業の抱える課題を解決する。

【受託研究及び簡易受託研究】

目標値:平成 31 年度中の受託研究及び簡易受託研究の実施件数 780 件

(5) 高い知的財産力を活かした企業支援の実施

- ① 知的財産力の更なる高度化のため研修会等を開催する。
- ② 知的財産の取得に努めるとともに、その権利化についても、重要な課題と位置づけ、単独出願及び企業との共同出願を積極的に行う。
- ③ 特許管理システムを活用し、業務推進部・企画部および各研究部の協力により、2019 年度版知財シーズ集を編纂する。

【知的財産】

目標値:平成 31 年度中の知的財産の出願・保護件数 34 件

(6) インキュベーション施設を活用した起業・第二創業の支援

- ① インキュベーション施設の入居企業に対して、研究開発に協力するだけでなく、設立団体や支援機関等との連携による経営支援、知財支援も行う。
- ② 入居企業と交流の場を持ち意見交換を行う。
- ③ 配置したインキュベーションコーディネーターにより、設立団体や支援機関等との連携による入居企業の支援を行う。

2 高度化する企業の技術開発・製品開発に伴走する企業支援研究等の推進

(1) 企業支援研究(高度受託研究、共同研究)の実施

技術開発から製品開発に至るまでの企業伴走型研究として、高度受託研究と共同研究を実施する。高度受託研究は、企業から依頼を受けた新技術・新製品開発または製造現場における技術課題の解決を目指し、研究所が実施する。共同研究は企業と研究所それぞれが保有する技術シーズ、人材、ノウハウ、設備等を有効に活用し、研究内容を分担して実施する。

(2) 公募型共同開発事業の実施

研究所が保有する技術シーズを活用し、企業における新規性、高度性に富む製品開発を支援する公募型共同開発事業を公募により実施する。事業においては、「開発人材」、「最先端の装

置・機器・施設」及び「開発費用」をサポートし、早期の「製品化」「事業化」を支援する。

(3) プレ研究制度の運用

課題解決の可能性を本格的な研究開始以前に検証し、研究の有効性を確認する「プレ研究制度」を活用し、企業支援研究の契約に結び付ける。

【企業支援研究】

目標値:平成 31 年度中の企業支援研究の実施件数 50 件

3 大阪産業の持続的発展のための研究開発の戦略的展開

(1) 多様な企業成長を支える基盤研究の推進

- ① 地域産業界に貢献し得る分野の研究開発を実施し、その結果創出された革新的技術シーズを、地域企業等を支援するための橋渡し研究機関として、受託研究、企業支援研究、プロジェクト研究につなげる。
- ② 大学等との連携研究に取り組むとともに、科学研究費補助金等競争的外部資金の獲得に努め、競争的外部資金が得られた場合は、特別研究として研究を行う。
- ③ 本年度は、以下の分野の研究開発を実施する。
 - ・ 加工成形分野
 - ・ 金属材料分野
 - ・ 金属表面処理分野
 - ・ 電子・機械システム分野
 - ・ 製品信頼性分野
 - ・ 応用材料化学分野
 - ・ 高分子機能材料分野
 - ・ 有機材料分野
 - ・ 生物・生活材料分野
 - ・ 電子材料分野
 - ・ 物質・材料分野
 - ・ 環境技術分野

(2) 実用化・技術移転を目指す発展研究の推進

- ① 基盤研究で培った研究成果を、発展研究へと展開する。発展研究は、企業の技術の高度化に資する研究又は新技術、新製品の開発を誘発する研究及び産業において有用かつ重要

と思われる研究であり、実用化・技術移転を目指して研究を推進する。

- ② 企業、大学等と産学官連携を円滑にすすめ、連携研究として、研究開発を推進する。
- ③ 競争的外部資金公募事業に積極的に応募する。競争的外部資金を獲得した場合、特別研究に移行する。

(3) 大阪発の新産業の創出を目指すプロジェクト研究の推進

- ① 国内のみならずグローバルな産業競争力の強化につながり、また、大阪が優位性を持ち今後の成長が見込まれる以下の4分野を重点研究分野として、新産業の創出を促す技術革新につながるプロジェクト研究課題に取り組み、企業や大学、他の研究機関と連携して、製品化を目指した先進的な共同研究開発を積極的に推進する。
 - (a) ライフサイエンス(医療・介護・生活支援等)分野
 - (b) 環境・新エネルギー分野
 - (c) 革新的生産技術分野
 - (d) ナノテク・高機能材料関連分野
- ② 和泉・森之宮両センターの技術シーズを融合して取り組むプロジェクト研究を推進する。
- ③ 研究費の獲得や産学官連携を円滑にすすめ、効果的・効率的な研究開発を推進する。
- ④ 独創的で先進的な研究開発を推進し、中小企業のニーズや社会的ニーズに幅広く応えていくため、研究所の研究成果に基づき、経済産業省やJST(科学技術振興機構)、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)等が実施する競争的外部資金公募事業に積極的に応募する。競争的外部資金を獲得した場合は、特別研究に移行発展させる。

【競争的外部資金研究】

目標値:平成31年度中の競争的外部資金研究の実施件数 83件

4 大阪産業を支える技術人材の育成

(1) 企業が求める技術人材の育成

- ① 企業ニーズに応じたレディメード型、オーダーメード型研修を実施する。
- ② 業界団体等が実施する人材育成プログラムや研修・指導等へ職員を派遣する。
- ③ 業界団体や組合と連携して資格試験に備える実習型研修を実施する。

(2) 関係機関との連携による次世代の産業人材等の育成

- ① 大学・高専・学術団体・業界団体、府立高等職業技術専門学校等の人材育成機関と連携したセミナー開催や講師派遣による産業人材の育成を行う。
- ② 次世代の大阪産業を支える人材の育成のために、大学、高専等からインターンシップの学生を研究所が直接受け入れるとともに、一般社団法人大阪府技術協会などの団体と連携し、企業で受け入れられるよう仲介を行う。
- ③ 研究を実施するにあたっては、必要に応じて企業から研究員を受け入れる ORT (On the Research Training) 研修による人材育成に取り組み、企業への技術移転を効果的に行う。
- ④ 最新 3D ものづくり機器 (5 軸制御マシニングセンター等) の府下中小企業への普及を促進するため、それらに対応できる人材の育成を業界団体と連携して取り組む。

【人材育成】

目標値:平成 31 年度中の人材育成延べ人数 420 人

5 顧客満足度を高める事業化までの一貫通貫の企業支援

(1) 一貫通貫支援の充実強化に向けた産学官連携の推進

- ① テクノイノベーションプラザ関連の施設改修計画に関する前年度の検討を継続するとともに、テクノイノベーションプラザを拠点として実施する事業内容について、検討チームを立ち上げその検討を行う。
- ② ライフサイエンス分野への中小企業の参入を促進するため、平成 31 年度設立予定の一般社団法人医療健康機器開発協会と連携して、参加各社に適した分野でのニーズ探索、製品開発、販路拡大等を支援していく。

(2) ワンストップ化、スピード化による顧客サービスの向上

- ① 申請手続き等のワンストップ化を実現するために、和泉センターと森之宮センター共通の利用者登録制度の運用を開始し、両センターで企業支援に関する顧客情報の共有を行う。
- ② 和泉センターで導入されている顧客情報のデータベースに森之宮センターの新たな利用者情報などを蓄積する。

(3) 企業支援のための情報収集・分析と積極的な情報発信

① 情報収集・分析

企業ニーズや産業界の技術開発動向等の情報を主として以下の方法で収集し、分析を行う。

- (a) 技術相談や依頼試験分析、機器・装置使用、受託研究等を利用した企業情報の新たなデータを追加するとともに、蓄積したデータベースの活用を図る。
- (b) 業界団体等が主催する研究会や講習会、展示会等へ参加し、産業界の技術開発動向等に関する情報を収集する。
- (c) 学会等が主催する研究発表会等への参加を通じて、最新の研究動向等に関する情報収集を行う。

② 積極的な情報発信

研究所の技術シーズの橋渡しや各種技術支援業務の利用を通じて、企業の研究活動や課題解決を促進するために、以下に挙げる多様な情報発信を行う。

- (a) 研究シーズや成果の見える化を行うために課題解決に至った成果を事例集として発行する。
- (b) 最新の技術動向や研究成果などの技術情報を簡潔にまとめた各種刊行物を発行する。
- (c) 基盤研究による成果(技術ノウハウ等)を企業に移転し、製品化や実用化につなげるためのセミナーや講演会等を開催する。
- (d) 企業訪問、展示会での出展及び企業ブース訪問等により、個々の企業ニーズに適合した情報提供を実施する。
- (e) ホームページの各種コンテンツを随時更新し、迅速な情報提供を図る。また、メールマガジン等の電子媒体を用いた広報の充実を図る。
- (f) 研究成果や研究の過程で得られた知見について、国内外の学会等での講演発表や審査付論文等の投稿、技術講演、学会誌等への総解説の執筆などを積極的に行い、成果普及に努める。
- (g) 国立研究開発法人産業技術総合研究所と共同で、関西圏の公設試が一堂に会し、環境、エネルギー、くらしに関わる技術についての展示会「産業技術支援フェア in KANSAI」を大阪市内で開催する。
- (h) 両センターの活動を積極的に情報発信するためのプロモーションビデオを作製する。

【技術支援成果の見える化】

目標値:平成 31 年度中の製品化成果事例件数 29 件

【技術情報の発信】

目標値:平成 31 年度中の技術情報の発信件数 987 件

【審査の上掲載された研究成果】

目標値:平成 31 年度中に審査の上掲載された研究成果の発信件数 84 件

(4) ネットワークの構築による企業支援の強化

① 企業経営層との情報交流

企業の課題解決や製品開発につながるニーズにあったサービスを積極的に提案するために、中小企業の経営層を訪問して行う情報交流を実施し、問題意識の把握に努め、研究所の運営に反映する。

② 業界団体との連携

業界団体とは連携を目指し、講習会、講演会、見学会等の活動支援を行いながら、直接的にニーズの把握に努め、産学官連携や異分野・異業種の技術交流を行う。加えて、特定の団体と強固な連携関係を築くために団体登録制度を運用する。

③ 行政機関、金融機関等との連携による多様な支援

行政機関、金融機関等と連携または協定を結び、ワンストップ機能を向上させることで、企業の様々な相談への対応や課題の解決に向け、以下に挙げる幅広い支援を行う。

(a)大阪府市関連機関との連携

大阪産業局、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）、産業デザインセンター、産業経済リサーチセンター等、府市関連支援機関との連携を強化し、研究開発、品質管理から販路開拓まで、広範な支援を行う。

(b) 産業技術連携推進会議等との連携

産業技術連携推進会議等の行政機関と連携し、様々な企業ニーズに応じた技術支援を実施する。また、講演会等の開催により研究成果の普及や利用拡大を推進する。

(c) 金融機関との連携

金融機関が開催する企業向けイベントへの参加に加え、研究所の説明会・見学会を金融機関向けに開催し、金融機関の顧客企業が抱える技術課題の解決に取り組む。また、研究所利用企業が事業化・製品化にあたり、必要となる資金支援が受けられるよう金融機関と連携し、先進技術スタートアップ事業を実施する。

(d) 商工会議所等との連携

商工会議所や商工会等との連携を強化し、技術支援を実施する。

(e) 大阪府警察本部との連携

大阪府警察本部、自治体等と連携し、中小企業のサイバーセキュリティー対策に関するメルマガ等を利用した情報の発信やセミナー等の広報・啓発活動を推進する。また、和泉センターの無料相談窓口において、中小企業からのサイバーセキュリティー対策の進め方や情報流出事案等の各種相談に対応する。

(f) 和泉市、東大阪市との連携

和泉市、東大阪市と連携して、ライフサイエンス分野への参入に必要な基礎を学ぶ

ための連続講習会を開催するなど、中小企業の同分野への参入を促進する事業を実施する。

④ 産学官連携の促進

研究所の研究成果を基盤として、大学や他の研究・支援機関、金融機関及び企業等が持つ研究成果、技術シーズやノウハウ、ネットワーク等を活用した連携を促進し、中小企業の新技術・新製品の開発促進や製品化、市場開拓及び販路開拓等につながる以下の総合的な企業支援に取り組む。

(a) コンソーシアムによるイノベーション創出

研究所のコーディネーターを中心とした研究共同体形成事業（コンソーシアム）により研究開発プロジェクト創生を推進するとともに、事業成果を基に企業が生み出した製品の市場開拓・販路開拓に向けた支援を実施する。具体的には、おおさかグリーンナノコンソーシアム事業において、フォーラム実施、展示会への出展、情報受発信、研究に必要な競争的資金の獲得等、各種企画・運営・支援を行う。

(b) 大学との連携

公立大学法人大阪府立大学、公立大学法人大阪市立大学及び国立大学法人大阪大学、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学、国立大学法人京都工芸繊維大学、国立大学法人長岡技術科学大学、国立大学法人和歌山大学、国立大学法人東京工業大学大学院、大学法人大阪電気通信大学、大学法人同志社大学、大学法人大阪工業大学等の各大学と連携し、研究開発・企業支援・人材育成等を実施する。

(c) 国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携

国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携を強化し、相互の研究開発を効果的に推進すると共に、企業への技術開発支援を通じて、産業技術力を強化することにより、産業の発展及びイノベーションの創出に貢献する。

(d) 産学官連携による自主企画研究会の推進

産学官連携による自主企画研究会（バイオ産業研究会、次世代光デバイス研究会、食品ユニバーサルデザイン研究会）において、講演会等の交流事業を開催する。

⑤ 広域連携の着実な推進

関西広域連合参加府県市の試験研究機関と、関西ラボネット等を通じて、設備機器情報の共有・提供等の面で連携し互いに補完することで、経営資源を相互に効率的・効果的に活かすとともに、利用企業の選択肢を増やし、広域からの企業のニーズに応える。

⑥ 地域との連携と社会貢献

近隣の産業団地の企業や南大阪高等職業技術専門校と連携し、企業向けセミナー等を開催し、地域の企業に貢献するとともに、地域住民の科学技術に対する興味を引き出す活動を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自主的・自律的な組織運営

(1) 企業の利用メリットを最大化するための機動性の高い組織体制

- ① 中小企業の置かれた社会情勢や経済状況に応じ、変化する技術ニーズに即応でき、企業が研究所を利用する際のメリットを最大化するために必要な、柔軟性・機動性の高い組織体制のあり方を検討する。
- ② 研究開発事業と技術支援事業とのバランスの取れた事業体制を維持し、中小企業への技術支援を高い水準で提供できるよう適切な組織運営を行う。
- ③ 和泉センター・森之宮センターにおけるワンストップ支援を実現するために両センターの顧客サービス部門(受付)にて研究所全体の業務受付が可能な体制を構築するとともに、顧客サービス体制のあり方の検討によるサービス改善を行う。

(2) 適正な組織運営

経営企画部門が自主的、自律的に組織マネジメントを実施し、各部署、チームでPDCAサイクルを実践するとともに、管理監督者をはじめ全職員が研究所の目標や抱える課題を共有し、その達成や改善に向けて、一人ひとりがPDCAサイクルを実践する。

2 業務運営の継続的向上のための取組

(1) 業務の効率化

- ① 財務会計・人事給与・文書管理等の各種事務処理について、総務・財務システムに関して、不具合解消や制度改正への対応など、業務効率の維持・改善を実施する。
- ② 物品購入等の事務処理の簡素化、効率化を更に推進し、研究員の負担軽減につなげる。
- ③ 地理的に離れた両センターの各種業務等を円滑に行うため、TV会議システム等を活用する。
- ④ 総務事務や施設・設備の保守点検・修理等の業務の一部について、可能なものの外部委託の活用や事務手続マニュアルの作成などにより、効率的・効果的な手法により実施する。
- ⑤ 社会から求められる優れた研究成果を創出し、高度な技術支援を可能とするために、研究職職員が、一定時間、集中的に研究業務に従事しうる体制を引き続き確保する。

- ⑥ 担当研究員の業務バランス改善、技術の伝承、人材育成、収入の確保等の観点から技術サポートセンターを運営し、定型的かつニーズの高い依頼試験や設備開放を担当する。また和泉センター新技術開発棟大型実験室に集約された機器を活用して更なる業務の効率化を図る。

(2) 研究開発成果の評価と共有

- ① 学会発表、論文投稿及び展示会発表等の研究開発成果の発信情報をモニタリングする体制を引き続き整え、研究所内で共有化を行う。
- ② 結果については、役職員が情報の共有化を図る。次の研究計画に反映させるため、PDCA サイクル実践体制の確立を進め、効果的な企業支援を目指す。

(3) 設備機器・技術支援施設の効率的な整備

- ① 設備機器・技術支援施設の整備に関しては、企業ニーズの高さ、公設試として整備必要性、研究開発における必要性等の観点から選定し整備する。
- ② 公益財団法人 JKA 等の補助事業を活用し、地域産業振興に不可欠な設備機器を整備する。
- ③ 設備機器・技術支援施設の整備に当たっては、利用が見込める企業、利用頻度、料金設定、安全な作業環境の確保等の項目を含め、利用計画を策定する。また、保守・校正点検等により精度を保持する。
- ④ 整備後は利用の進捗度をチェックするとともに、顧客への新たな提案や講習会の開催等に取り組み、次の整備につなげる。

3 優れた職員の確保と能力向上に向けた取組

(1) 計画的・戦略的な職員の確保・育成

- ① 職員の年齢・経験等の構成を踏まえ、長期的な育成の視野に立ち、若手職員や即戦力となる社会人など、柔軟な採用形態により優秀な職員を確保・育成する。
- ② 業務の効率的な遂行のため、任期付職員等のプロパー職員化を実施し、OB 職員の有効な人員配置について検討する。
- ③ 組織的な OJT の推進により研究員の企業支援業務能力を培う。また計画的な職員研修の実施や業務上有益な各種資格取得を推進する。

- ④ 研究者・技術者が広く活躍できるよう地域の研究者・技術者との交流の場を作り、ネットワークを構築する。

(2) 職員の意欲の喚起

- ① 平成 30 年度から運用を開始した新しい人事評価制度を実施することで、職員の意識改革及び意欲向上を喚起し、資質及び能力を高め、法人のサービス向上を図る。また、客観的かつ総合的な評価結果に応じた処遇への反映を適切に行う。
- ② それぞれの研究部および技術サポートセンターへは業務実績に基づく予算配分を行う。
- ③ 支援企業の成功事例や研究開発成果、外部機関からの受賞や競争的外部資金の獲得等、職員の努力によって得られた成果を公表する。

4 情報システム化の推進

- ① 総務・財務システムに関して、不具合解消や制度改正などのシステム改修を行った場合など職員に対し、必要に応じて、適宜操作方法等の周知を行うなど、円滑なシステム運用を実施する。
- ② 企業支援に関する顧客情報のデータベースについて、両センターでの共同運用を開始する。

第3 財務内容の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事業収入の確保

(1) 事業収入の確保と政策的な料金設定

- ① 企業の声に応えるサービスの実現や利便性の向上、広報宣伝により顧客を拡大し、収入を確保する。
- ② 利用料金については、企業ニーズ等を踏まえ、受益者負担を前提に設定するとともに、中小企業に配慮した料金設定を行う。

【事業収入額(競争的外部資金を除く)】

目標値:平成 31 年度中の事業収入総額 592.8 百万円

(2) 競争的外部資金等の獲得推進

- ① 競争的外部資金事業等について、常に情報収集に努め、早期より研究員との情報共有を図り、

積極的に応募する。

- ② 採択率の向上を目指して、コーディネーターによる応募のサポートを継続する。併せて、申請書の書き方スキルアップを図る研究員向けの研修を開催し、申請時には研究管理部門を中心として申請書のブラッシュアップも行う。

2 財務基盤の強化と効率的な予算執行

- ① 管理業務及び企業支援業務の精査、事務処理や契約方法の改善、及び固定経費の見直し等により経費を削減するとともに、収支状況を常に管理し、適切な運営を行うことによって、法人の財務基盤を強化する。
- ② 戦略的な研究資金投入や予算配分の重点化を行う。更に、効率的な業務運営のためスクラップ&ビルドを徹底する。

第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む)

平成 31 年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 3 6 3
自己収入	7 8 2
事業収入	5 5 6
外部資金研究費等	1 4 0
その他収入	8 6
前中期目標期間繰越積立金取崩	1 0 1
目的積立金取崩	7 9
計	4, 3 2 5
支出	
業務費	3, 3 3 6
試験研究経費	1, 0 6 1
外部資金研究経費等	1 0 0
職員人件費	2, 1 7 5

施設整備費	505
一般管理費	484
計	4,325

[人件費の見積り]

平成31年度中総額 2,175百万円を支出する。(退職手当を含む。)

※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。

2 収支計画

平成31年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	3,961
業務費	3,457
試験研究経費	714
外部資金研究経費等	99
職員人件費	2,175
減価償却費	469
一般管理費	504
収入の部	
経常収益	3,902
運営費交付金収益	2,832
事業収入	556
外部資金研究費等収益	140
その他収益	39
資産見返運営費交付金戻入	231
資産見返物品受贈額戻入	6
資産見返補助金等戻入	88
資産見返寄付金戻入	10
純損失	▲59
前中期目標期間繰越積立金取崩	59
総利益	0

※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。

※純利益(損失)・総利益について

機器整備は、運営費交付金のほか事業収入等を財源とする。事業収入等を財源とすることで、

経常費用には耐用年数に見合った減価償却費のみを計上することになるため、純利益・総利益（財源となる事業収入等と減価償却費の差）が生じる。

3 資金計画

平成 31 年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 2 9 8
業務活動による支出	3, 4 8 2
投資活動による支出	8 2 1
財務活動による支出	3 4
次期中期目標期間への繰越金	9 6 1
資金収入	5, 2 9 8
業務活動による収入	4, 1 4 5
運営費交付金による収入	3, 3 6 3
施設整備費補助金収入	0
事業収入	5 5 6
外部資金研究費等による収入	1 4 0
その他の収入	8 6
前期中期目標期間よりの繰越金	1, 1 5 3

※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。

第5 短期借入金の限度額

5 億円

第6 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

平成 30 年度に不要財産とした、本部・和泉センターの北側に位置する用地について、地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項に基づき、大阪府に現物納付する。

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置

1 施設の計画的な整備及び活用等

- ① 土地・建物は適正に管理するとともに、有効活用する。建物は老朽化対策を含めた中長期的観点に立った改修計画に基づき、計画的に整備することとし、その際には省エネ技術の導入等を行うとともに、適時建物の経年劣化に伴い、各室の内装等の更新も行う。
- ② 空き実験室や会議室等を、企業や業界団体との支援・交流の場等として柔軟かつ多角的に活用する。
- ③ 利用者の利便性向上のためインターネット利用環境の維持・整備を行う。

2 利用者の安全確保と職員の安全衛生管理

- ① 顧客へ良好かつ安全な利用環境を提供するとともに、顧客が設備機器を使用する際には職員から事前説明を十分に行う。
- ② 危険物や毒劇物をはじめとする薬品類及び高圧ガス類の適正管理やこれらを取り扱う職員への指導・教育等によって事故や火災等の発生を未然に防止する。また、機器や薬品についてリスクアセスメントを行い、必要に応じて対策を講じる。
- ③ 職員が快適な労働環境で業務に従事し、心身ともに健康を維持できるよう、労働安全衛生法等関係法令を遵守するとともに、職員の健康管理に関する相談に応じる体制を維持する。また、職員に対して、救急救命に関する知識習得を促進する。

3 危機管理対策の推進・BCPの策定

- ① 南海トラフ等の地震や新興感染症の発生などに備えるため、飲料水・食料品等の備蓄を行う。
- ② 和泉センターにおいては、昨年度策定した和泉センター版 BCP(事業継続計画)についての検証を継続する。森之宮センターにおいては、昨年度策定された和泉センター版のBCPを参考にして森之宮センター版 BCP を策定する。また、策定した BCP を検証するため、森之宮センタ

一職員による訓練を実施する。

4 社会的責任の遂行

(1) 情報公開の徹底

- ① 地方独立行政法人法に基づいて研究所の業務の内容を公表するなど、組織及び運営の状況を外部に明らかにする。
- ② 事業内容や運営状況に関する情報公開請求に対しては迅速に対応する。

(2) 個人情報の保護と情報セキュリティ

- ① 個人情報や企業情報、研究開発等の職務上知り得た秘密などの情報について、漏洩が起らないよう、適正な取り扱いを組織的に取り組むほか、職員研修等を開催し、意識を高める。
- ② 情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティに関する規程類を遵守し、電子媒体等を通じた情報漏洩がないよう、業務を遂行する。

(3) コンプライアンスの徹底

- ① 法令や社会規範、法人規程等を遵守し、誠実に業務を遂行する。
- ② 職員の法令遵守に関する規程の運用やコンプライアンス研修の開催などにより、意識を高める。

(4) 適切なリスク管理

業務の遂行、顧客の安全、財産管理等多角的な視点からリスクを調査・検討し、適切にリスク管理を行う。

(5) 環境に配慮した業務運営

- ① 環境に配慮した業務運営を行い、施設の維持管理、設備機器の更新や物品購入においては、省エネルギーやリサイクルのしやすさを考慮する。
- ② 省エネルギー、廃棄物削減の取組状況等を明らかにするため、毎年度「環境報告書」を作成し、情報を公開する。

第10 地方独立行政法人大阪産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第4条で定める事項

1 施設及び設備機器に関する計画

- ① 施設を適正に管理し、有効な活用を行う。
- ② 高度化、多様化する利用者のニーズに的確に応えるとともに、中長期的観点に立った施設及び設備機器の整備を行う。
- ③ 導入した備品管理システムを活用し、施設及び設備機器を適切に管理する。

2 人事に関する計画

中小企業等の課題解決に向け、組織として最大限提供できるサービスを積極的に提案するため、効果的な人員配置を行う。また、外部人材も活用する。

3 中期目標の期間を超える債務負担

なし

4 積立金の処分に関する計画

積立金及び前中期目標期間繰越積立金については、中小企業支援及び研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。